

CHROSS CROSS新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

1. 感染防止の基本方針

- ・イベントを企画する主催者とイベントの参加者は、イベント開催にあたって基本的な感染対策を行い、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みを構築するものとする。
- ・主催者は、開催直前における弘前市や近隣の感染状況によっては、やむを得ず中止となる場合も想定して準備を行う。感染状況に即した臨機応変な対応が必要となるため、実施に関する判断時期は定めず、常に状況を確認し、それに応じて必要な判断、対応を行うものとする。

2. 感染対策

(1) 参加者の事前実施事項

① 予防対策実施

- 参加者に対しては、練習時に限らず、日頃より感染予防対策を徹底してもらう。
(検温、消毒、換気、ソーシャルディスタンス 等)

(2) イベント時における参加者・観覧者の実施事項

① 出入口、トイレ等、水分補給時などこまめな手指消毒、手洗いの励行

- 万が一手指に菌が付着しても感染を広げないよう、こまめに消毒や手洗いを行うこと。

② ソーシャルディスタンスを確保した上での行動

- 他者と密着・密接することや握手・ハイタッチ・円陣などの接触も行わないこと。

④ 歓声・声援時の注意

- 観覧時の歓声や声援、大声での会話や呼びかけ等をする際は、マスクを着用すること。

⑤ 飲食制限

- イベント時の会場内での飲食は禁止とするが、水分補給のみ可とする。

⑥ 個人情報提供の協力

- 万が一感染が発生してしまった場合にも、経路確認ができるよう、氏名や連絡先などの情報提供に協力する。

なお、提供された情報は主催者によって適切に管理されるが、必要に応じて保健所等に提出する場合もある。

⑦ 本項目で定めのない事柄について

- 感染予防の必要上、主催者から別途指示や協力願いがあった場合は、それに従うこと

● 次の項目に該当する方は、イベント会場への立ち入りを不可とする。

- ・発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
- ・咳、全身倦怠感等の感冒様症状や嗅覚障害、味覚障害等のある方
- ・濃厚接触者又は感染の疑いがある方
- ・過去14日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある方
- ・体調不良やその他不安のある方

● 施設利用に関する注意

- ・参加者は必ず、ごちそうプラザ内にあるトイレを使用すること。
- ・参加者の荷物置き場は会場内に設置するテーブルの上とするが、貴重品は必ず自己管理とする。
- ・施設内での食事や喫煙は、絶対しないこと。飲食は水分補給のみに限る。

● SNS等に関する注意

- ・イベント会場内(駐車場や喫煙所も含む)にて、投稿の際は、肖像権等の取り扱いに十分に配慮する。

● 飲食時の注意

- ・飛沫感染防止のため、水分補給時の会話は控えるものとする。
- ・会話は水分補給終了後、身体的距離を確保したうえで行うものとする。
- ・イベント中の飲酒は禁止とする。

(3) イベント後における参加者・観覧者の実施事項

個人情報提供の承諾

会場の定めにより、万が一利用者名簿提出が必要となった場合、主催者は参加者・観覧者の名簿を会場に提出する。

(4) 主催者の実施事項

①開催会場の選定

会場は、青森県「イベント開催制限の考え方について」等を遵守している施設である。

②参加者・観覧者の把握

イベント開催にあたって主催者は、事前に参加者名簿を作成、当日に観覧者名簿を作成し、把握できる体制をとる。

③消毒・手洗いの徹底

共有物の管理又は施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の消毒の徹底と利用者の手が触れる場所の消毒を定期的(1時間に1度程度)に行う。また、こまめな手洗い・消毒を行う。

④換気の徹底

換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。換気は、換気扇もしくは空気清浄機の利用や窓や扉を解放することで行う。

⑤声援、大声への対応

隣席との身体的距離を確保し、大声での歓声・声援時はマスクを着用するなどの対応をとってもらう。

⑥出演者の発声等への対応

司会者など参加者の発声等を伴うにあたっては、マスクを着用したまま発声するものとする。

⑦演者の行動管理

有症状者は出演を控えてもらう。参加者と来場者が入退場時や休憩時間等に接触しないよう行動を制限する。

⑧座席の間隔

隣席との間隔を空けて椅子を配置する。前後も交互になるよう設定する。

⑨飲食の禁止

水分補給以外の飲食を禁止する。

⑩人数制限の実施

会場に入れる人数の上限をあらかじめ設定する。

⑪イベント前後の行動管理

イベント前後の行動における注意喚起を行う。

⑫ガイドライン遵守の徹底及び公表

本ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨もホームページ等へ掲載することとする。